

インドネシアの知的財産侵害事例

商標「DENZA」取消訴訟は当事者不適格のため却下(2025.5.5)

BYD COMPANY LIMITED(原告)は、PT Worcas Nusantara Abadi(被告)の登録商標「DENZA」(登録番号 IDM001176306)が原告が所有する著名な商標「DENZA」に類似しており、悪意をよりされたので、取消されるべきであると中央ジャカルタ商務裁判所に訴えていた。(1/Pdt.Sus-HKI/Merek/2025/PN.Niaga.Jkt.Pst)

これに対して裁判所は、登録商標IDM001176306がすでに他者(PT Raden Reza Adi)に譲渡されているため、被告は当事者不適格であるとし、訴えを却下した。

<https://oto.detik.com/mobil/d-7899582/gugatan-byd-soal-merek-denza-ditolak-pengadilan>

商標「INDAH LOGISTIK」事件(2025.4.29)

2025年4月10日、PT INDAH LOGISTIK(原告)は、スラバヤ商事裁判所に対し、CV. INDAH CARGO DAN TRAVEL MALANG(被告)が所有する第39類商標「INDAH cargo Malang + Device」(IDM000524392)の登録取消を訴えた。これは、同類の原告商標「INDAH + device」(IDM000431199)と類似しているためである。被告は原告の元従業員。

原告は以前、自社の商標の侵害を警察に通報していたが、被告も自社の商標を登録したため、刑事訴訟は一旦停止されていた。



原告商標IDM000431199



被告商標IDM000524392

<https://radarmalang.jawapos.com/nusantara/815941052/dua-perusahaan-logistik-di-surabaya-terlibat-sengketa-merek>

商標「M6」事件(2025.3.9)

2025年2月26日、BMW AG(原告)は中央ジャカルタ商務裁判所に対し、以下の訴えを提出した(事件番号19/Pdt.us-HKI/Merek/2025/PN Niaga Jkt.Pst)

- 1)原告は商標「M6」(IDM000578653)の正当な所有者である旨を表明すること。
- 2)BYD COMPANY LIMITED(被告)に対し、原告商標(M6)と類似する商標「BYD M6」(登録番号DID2024122107)の使用を中止するよう命じること。
- 3)BYD COMPANY LIMITED(被告)に対し、原告商標(M6)と類似するすべての商品および製品を引き渡すよう命じること。

2025年5月19日現在、本件は審理中。

<https://oto.detik.com/mobil/d-7814006/isi-tuntutan-bmw-ke-byd-indonesia-soal-penggunaan-nama-m6>

商標ポロ、ラルフローレンは誰のもの?(2025.4.21)

PT Manggala Putra Perkasa(以下MPP)は、以下の商標を取得していた。

NAVYPOLORALPHLAUREM



IDM000031864

IDM000099368

(登録日1995年1月23日)

(登録日1999年11月15日)



IDM000274575

IDM000646948

(登録日2008年4月8日)

(登録日2017年6月6日)

NAVIPOLORALPHLAUREN



IDM000636356

IDM000556307

(登録日2015年5月20日)

(登録日2015年5月20日)

これに対して、2022年8月22日 Mohindar HB(以下Mohindar) は、自身が1986年10月1日、商標「POLO BY RALPH LAUREN」の商標権者John Whiteleyから譲渡を受けたのであるから、同商標の権利は自身にあり、MPPの商標が自身の商標に便乗する悪意を持った商標であるとして、MPPの商標の取消を求める訴訟を中央ジャカルタ商務裁判所に起こしていた。2022年10月25日、裁判所はMohindarの主張を認め、MPPの商標を全て取消すよう判決した。また、MPPは2024年5月28日最高裁に上告したが、最高裁は原判決を支持した。

ところが、その後MPPは1995年8月18日中央ジャカルタ商務裁判所が商標173934号の取消を決定したことを発見。同判決は2001年6月14日に確定していた。MohindarによるMMPの商標権取消の訴えはその根拠が存在しなかったことになる。

2023年1月9日、MPPはMohindarを公文書偽造の理由でインドネシア国家警察に告発した。Mohindarは2025年4月時点なおも指名手配の対象となっている。

Mohindarの弁護士によれば、そもそも商標「POLO BY RALPH LAUREN」は1982年11月20日にJohn Whiteleyが出願し、1983年7月5日に登録された。その後1986年10月1日、Mohindarは商標「POLO BY RALPH LAUREN」をJohn Whiteleyから譲渡を受け、その後1993年、2003年、2013年、2023年に更新登録されている。



IDM2022061182

(登録日2023年12月21日)

ユーチューバー家族、替え歌による著作権で損害賠償訴訟に敗れる(2025.3.25)

Lagi Syantikはインドネシアで著名な楽曲であり、PT.Nagaswara Publisherindo(以下、PT.Nagaswara)が著作権者である。一方Gen Halilintar一家は両親と11人の子供からなる著名なユーチューバーであり、2018年11月15日に自身のユーチューブチャンネルにて、Lagi Syantikの替え歌を発表した。

PT.Nagaswaraはこれに異議を申し立て、2020年1月29日、中央ジャカルタ商務裁判所に訴え出て、Gen Halilintar一家に罰金の支払いと、95億ルピア(約9500万円)の損害賠償を求めた。

これに対して中央ジャカルタ商務裁判所は、Gen Halilintar一家が替え歌によって金銭的な利益を得ていない等を理由にPT.Nagaswaraの訴えを棄却した。

これを受けてPT.Nagaswaraは2021年6月2日に最高裁に上告した。2021年11月15日、最高裁は以下のように判決した。

- 1) Gen halilintar一家による替え歌は、著作権者の了承なしに作られ、頒布された。このことは著作権法第9条第1項d号、h号、及び第2項に抵触する。
- 2) 著作権者の許可なしに著作物の電子的に複製頒布することは、著作権法第9条第1項da号、b号、e号及び第3項に該当する。
- 3) したがって、Gen Halilintar一家に3億ルピア(約300万円)の損害賠償を命じる。

著作権法

第9条

(1) 第8条に規定する著作者または著作権者は、以下の経済的権利を有する：

- a. 著作物の出版；
- b. あらゆる形態での著作物の複製；
- c. 著作物の翻訳；
- d. 著作物の適応、アレンジ、改変；
- e. 著作物またはその複製物の配布；
- f. 著作物の表示；
- g. 著作物の発表；
- h. 著作物の伝達；および
- i. 著作物のレンタル。

(2) 第1項に規定する経済的権利を行使する者は、著作者又は著作権者の許可を得なければならない。

(3) 著作者または著作権者の許可なく、著作物を複製および/または商業的に使用することは禁じられる。

最高裁、GSユアサの便乗商標登録を取消す(2025.2.12)

バッテリーの著名メーカーであるGS Yuasa CorporationはインドネシアのHarijanto Suprptoと知的財産総局審判委員会を相手取り、登録商標GSP (IDM000637375)が原告の著名商標に主要部が類似しているとして、その取消を求める訴訟を中央ジャカルタ商務裁判所に起こした。(2019年11月28日)



被告の登録商標IDM000637375

原告は、原告商標が著名である以外に、被告が原告の商品に酷似した商品を販売している証拠を提出した。



これに対して、中央ジャカルタ商務裁判所は、被告商標は適法に登録されたとし、原告の商標登録に悪意は認められないとし、原告商標と被告商標は類似せず、消費者を混同させる恐れもないとの判断を下し、被告が模倣の証拠として提出した商品の出所が被告であるとは認めず、原告の訴えを棄却した。(2020年3月17日)

原告はこれを不服として、2020年3月30日最高裁に上告した。最高裁は、GSユアサの商標は著名商標である、被告商標は原告商標と主要部が類似している、被告の出願には悪意が認められるとして、被告登録商標を取消すべしとの判決を下した。

エクソンの模倣商標が最高裁で登録復活(2025.2.10)

世界的に著名な石油会社であるエクソンモービルは、その旧ロゴを模した商標出願(D002005013104)をしたインドネシアの業者Lie Wie TjungとLie Ndo Hendra Rochillyならびに知的財産総局を相手取って、商標登録の取消を求める訴訟を中央ジャカルタ商務裁判所に起こしていた。



エクソンの商標出願

D002016051542



Lie Wie Tjungらの商標出願

D002005013104

エクソンはこのロゴマークを戦前から使用していた<https://1000logos.net/exxonmobil-logo/>が、インドネシアにおいては、D002005013104が先願となる。

知的財産総局は、先願商標であるD002005013104と類似しているとの理由で、D002016051542を拒絶した。エクソンはそれを不服として審判請求するが、同じ理由で拒絶される。

2022年12月22日、エクソンはD002005013104が3年間連続して使用されていなかったことを根拠に商標登録の取消を求める訴訟を中央ジャカルタ商務裁判所に起こしていた。裁判所はエクソンの訴えを一部認め、D002005013104から一部の商品の削除を命じる判決を下した。

しかし、エクソンはそれらの商品の削除だけでは不十分として、2023年6月23日最高裁判所に上告した。

これに対して、最高裁判所はエクソンの訴えが、審決に対する不服(商標法30条3項)ではなければならないのに、直接商務裁判所に不使用による取消を請求している点に手続き上の瑕疵があったとし、商務裁判所の判決を全面的に取り消すことを命じた。これにより、D002005013104は全商品に対する登録が復活した。

民族衣装サルン商標「Gajah Dduduk」で泥仕合(2025.1.23)

インドネシアではサルンと呼ばれる腰巻がよく着用されている。ピシッとスーツで決めたビジネスマンも、祈禱の際にはサルンを着用する。インドネシア人であれば誰でも1枚は持っているサルン。このサルンの商標をめぐる、2つのインドネシア企業が泥仕合を繰り広げている。

中央ジャワ州のプカロガン地方裁判所は2023年5月23日、PTピスマ・アバディ・ジャヤ(以下PAJ)役員に商標権侵害の罪で禁固1年6ヶ月、罰金10億ルピア(約1000万円)の判決を下した。PAJ役員の上訴

に対し、スマラン高等裁判所は地裁の判決を支持(2023年10月18日)侵害された商標はPT.Gajah Duduk(以下GD)の商標「Gajah Duduk」JIDM000529383。



Gajah Duduk®

GDは1972年創業のサルンの老舗で、全国的に知られている有名ブランド。後発のPAJは1400億ルピア(約14億円)でGDの資本と商標権を購入したと主張、GDの商標権は今やPAJのものであるから侵害は成立しないと反論している。しかし、GDに属していた商標権のPAJに対する譲渡手続きは、方式要件が満たされていないため未完。したがって、商標局での記録においては、商標権者はGDのまま。

<https://www.renchmark.co.id/dompleng-merek-sarung-legendaris-gajah-duduk-berujung-pidana/>

小麦粉商標「Bogasari」侵害事件 (2025.1.17)

PT Indofood(インドフード)はインドネシアの最大手食品会社である。同社は2024年11月6日の記者会見にて、同社所有する商標「Bogasari」の侵害品31トンが押収されたことを発表した。

ボガサリ小麦粉の模倣品は約3年間にわたり、バンドン、チマヒ、スメダンを含むバンドン地域で流通していた。西ジャワ州警察は模倣品の小麦粉約31トンを押収することに成功した。

最も侵害品の多いブランドはセギティガ・ビルで、約800袋、20トン。セギティガ・ビル小麦粉は、中力粉に属し、さまざまな種類の食品に使用でき、一般の人々に広く消費されている。パンや麺類の製造に特化した強力粉のチャクラ・ケンバー・ブランドのボガサリ小麦粉の侵害品は約200袋押収された。

模倣業者は、原価167,000ルピアである侵害品の小麦粉を203,500ルピアで販売し、不当な利益を貪っていた。

インドフードのスポークスマンは、ボガサリ小麦粉の顧客に対し、包装、シール/電子クーポン、内容物の品質を精査してから購入するよう呼びかけた。「一般の人々は、1袋の包装に貼付された電子クーポンラベルと袋の縫い目から、ボガサリ小麦粉製品の真正性を確認することができる。本物のボガサリ小麦の縫い糸は、紫外線ランプで照らすと光るが、縫い糸が光らないのは偽物です。」

<https://tribrataneews.jabar.polri.go.id/polda-jabar-bongkar-pemalsuan-tepung-terigu-bogasari-indofood-apresiasi-kerja-cepat-polisi/>
